

決裁区分	部長	課長	課長代理	担当	起案	分類	0・2・4
丙	諸星	志村	志村	石原	久保谷	起案	29・4・12
						決裁	29・4・13
						施行	・

## 秦野市公共施設再配置計画推進会議開催結果

会議名	<input type="checkbox"/> 平成 年度 第 回 本部会	
	<input checked="" type="checkbox"/> 平成 29 年度 第 1 回 シンボル事業③推進 プロジェクトチーム	
	<input checked="" type="checkbox"/> 平成 29 年度 第 1 回 シンボル事業③調整 ワーキンググループ	
開催日時	平成 29 年 4 月 12 日 (水) 午後 1 時 30 分 ~ 午後 2 時 30 分	
開催場所	本庁舎 3 A 会議室	
出席者	財務部長	資産経営課長 (代理出席)
	こども健康部長	こども育成課長
	福祉部長	高齢介護課長
	市民部長	市民活動支援課長
	政策部長 (チームリーダー)	生涯学習文化振興課長
	事務局   公共施設マネジメント課長	同主査
議 題	1 沼代児童館の地域への移譲について	
	2 移譲事務に伴う役割について	
配付資料	資料 1 沼代児童館の地域への移譲について	
	資料 2 小規模地域施設移譲事務に伴う庁内の役割	
会 議 結 果		
① 資料 1、資料 2 に基づき事務局より説明		
<p>② 保険等の取扱いについて、建物に係る保険は施設賠償責任保険を掛け、今後は自治会で対応するかと思うが、例えば児童館事業の活動内における厚生員の責めに帰す事故等の対応はどのようか。</p> <p>→ 建物・施設に起因する事故であれば、建物の所有は自治会となることから自治会の責任、施設賠償責任保険での対応となる。</p> <p>児童館厚生員の指導や児童館事業に対する保険という面では、市民活動保険でも対応ができないことから、結果として市が賠償責任を負うような形になろう。なお、このことは、他の児童館でも同様である。</p> <p>→ 今後、この件に限らず市事業に対する保険等の取扱いについて、再確認をしていくことも必要と考える。</p>		
<p>③ 児童厚生員が不在時は、子どもの利用をさせないということか。</p> <p>→ 児童館機能としての子どもだけの自由利用はさせない。</p>		
<p>④ すずはり荘の地域移譲から 1 年が経過したが、問題点等は出ているか。</p> <p>→ 特段の問題の声は聞こえない。むしろ、担当課としては、維持管理や点検など、業務上の負担が大きく軽減されたことを実感している。</p>		
<p>⑤ 所有権移転登記に係る登録免許税については、自治会の負担と考えて良いか。</p> <p>→ 自治会に負担していただく。</p>		
<p>⑥ 4 月 25 日の政策会議にて市としての決定を諮る。提案課は、施設所管課 (子ども育成課)。なお、資料 2 にて移譲事務の役割について再確認した。</p>		
備考		